

年金引き下げ違憲訴訟大阪地裁判決に対する抗議声明

本日、大阪地方裁判所民事第2民事部（裁判長三輪方大）は、奈良原告29名が2013年12月4日付でした国民年金、厚生年金の年金額決定（減額）決定を取り消すことを求めた訴訟で、請求を棄却する判決を言い渡した。

私たちは、今回の年金引き下げは、高齢者にとっての命綱である年金受給権を侵害し、憲法25条の生存権および29条の財産権、憲法13条の幸福追求権に違反するとして、取り消しを求めてきた。低年金者の生活実態を踏まえず、国会でも十分な審議もせず成立した平成24年改正法の立法過程に大きな過誤があり、民主主義を否定すること等々も主張してきた。

昨年5月、全国初の証人尋問が実施され、労働者、学者2名、女性、医療関係者らが現役労働者の年金に対する不安、統計に基づく高齢者の生活実態、女性の低年金問題、低年金による受診抑制、年金引き下げによる被害を明らかにした。

本判決は、原告が主張、立証したすべての争点に対し、一応言及した。

しかし、本判決は、原告6名が証言した最も重要な事実である高齢者の生活実態、年金引き下げによる被害について判断せずに、立法府には広範な立法裁量があるとして、国会の決定が著しく不合理であるということとはできないと判示した。

本判決は、高齢者の生活実態、原告らの厳しい生活実態に耳を傾けることなく、被告である国の主張に沿った判決であり、人権の保障を使命とする裁判所の役割を放棄したものであることを指摘せざるを得ない。

私たちは、大阪地方裁判所の不当判決に対して、大阪高等裁判所に直ちに控訴することを決めた。

数カ月以内に、本判決を言い渡した裁判長の下で、兵庫（原告117名）、大阪（原告110名）の判決が言い渡される。奈良原告団・弁護団は、全国、近畿圏の原告団とともに、必ず勝利するために全力を尽くす決意を表明する。

2020年1月24日

年金引き下げ違憲訴訟奈良原告団
年金引き下げ違憲訴訟奈良弁護団